

平成25年9月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月高浜市議会定例会は、平成25年9月12日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|-----------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 (諸報告) |
| 日程第3 | 議席の指定 |
| 日程第4 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議会改革特別委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 市長所信表明演説 |
| 日程第7 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第8 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第38号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について |
| | 議案第39号 調停の成立について |
| | 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について |
| | 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第42号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第43号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| | 議案第44号 高浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| | 議案第45号 市道路線の認定について |
| | 議案第46号 平成24年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| | 議案第47号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について |
| | 議案第48号 高浜市リバースモーゲージ条例の一部改正について |
| | 議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回） |
| | 議案第51号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回） |
| | 議案第52号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回） |
| | 議案第53号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回） |

議案第54号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

日程第11 認定第1号 平成24年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成24年度高浜市水道事業会計決算認定について

日程第12 報告第8号 専決処分の報告について

報告第9号 平成24年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 長谷川 広 昌 | 2番 | 黒 川 美 克 |
| 3番 | 柳 沢 英 希 | 4番 | 浅 岡 保 夫 |
| 5番 | 柴 田 耕 一 | 6番 | 幸 前 信 雄 |
| 7番 | 杉 浦 辰 夫 | 8番 | 杉 浦 敏 和 |
| 9番 | 北 川 広 人 | 10番 | 鈴 木 勝 彦 |
| 11番 | 鷲 見 宗 重 | 12番 | 内 藤 とし子 |
| 13番 | 磯 貝 正 隆 | 14番 | 内 藤 皓 嗣 |
| 15番 | 小 嶋 克 文 | 16番 | 小野田 由紀子 |

欠席議員

な し

説明のため出席した者

| | | |
|--------------|-----|---------|
| 市 | 長 | 吉 岡 初 浩 |
| 副 | 市 長 | 杉 浦 幸 七 |
| 教 育 | 長 | 岸 上 善 徳 |
| 企 画 | 部 長 | 加 藤 元 久 |
| 人事グループリーダー | | 野 口 恒 夫 |
| 地域政策グループリーダー | | 岡 島 正 明 |
| 経営戦略グループリーダー | | 山 本 時 雄 |

| | |
|----------------|-------|
| 総務部長 | 新美龍二 |
| 行政グループリーダー | 内田徹 |
| 財務グループリーダー | 竹内正夫 |
| 情報グループリーダー | 時津祐介 |
| 市民総合窓口センター長 | 大岡英城 |
| 市民窓口グループリーダー | 木村忠好 |
| 市民生活グループリーダー | 山下浩二 |
| 税務グループリーダー | 鵜殿巖 |
| 福祉部長 | 神谷美百合 |
| 福祉企画グループリーダー | 磯村和志 |
| 地域福祉グループリーダー | 杉浦崇臣 |
| 介護保険グループリーダー | 篠田彰 |
| 保健福祉グループリーダー | 加藤一志 |
| こども未来部長 | 神谷坂敏 |
| こども育成グループリーダー | 磯村順司 |
| 文化スポーツグループリーダー | 内藤克己 |
| 都市政策部長 | 深谷直弘 |
| 都市整備グループリーダー | 平山昌秋 |
| 都市防災グループリーダー | 芝田啓二 |
| 上下水道グループリーダー | 竹内定 |
| 地域産業グループリーダー | 杉浦義人 |
| 会計管理者 | 橋本貞二 |
| 学校経営グループリーダー | 中村孝徳 |
| 学校経営グループ主幹 | 神谷理 |
| 監査委員事務局長 | 神谷義直 |
| 代表監査委員 | 加藤仁康 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 森野隆 |
| 主査 | 杉浦俊彦 |

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） おはようございます。

議員各位におかれましては、公務極めて多忙なところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、諮問、承認、条例の制定及び一部改正等、平成25年度補正予算並びに平成24年度決算認定など、諸案件が提出されております。

議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく厳正かつ公平な審査を賜りますようお願い申し上げます、開会の言葉といたします。

午前10時00分開会

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年9月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日、平成25年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

ことしの夏は、記録的な猛暑となる一方で、各地で豪雨による被害が続いております。当市でも、8月6日の集中豪雨により床上・床下浸水等の被害が発生をいたしております。多くの市町で被害に遭われた皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

さて、先般の市議会議員補欠選挙におきまして御当選の栄に浴されました長谷川広昌議員におかれましては、今後は市政進展のために真摯な御討議をいただきますことをお願い申し上げます。

また、私自身も、市民の皆様方を初め各方面から力強い御支援を賜り、引き続き2期目の市政をお預かりさせていただくことになりました。御支援に対しまして感謝を申し上げますとともに、改めてその責任の重さを痛感いたしております。

さきの4年間は、市民の皆様とともに、第6次総合計画を策定し、アシタのチカラとなる高浜市の根っこづくりに邁進をしております。根っこを広げ大きく育てることが、この4年間の私の仕事であると考えております。

詳細に関しましては、後ほど市政運営についての所信としての一端を申し述べさせていただきますが、皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく、誠実さと強力な意思を持って市政運営に取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様方には特段の御指導、御鞭撻と一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、承認1件、一般議案12件、補正予算5件、認定8件を御審議いただきますほか、報告2件を申し上げるものでございます。

詳細につきましては副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御意見、御承認、御可決、御認定、あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時3分開議

○議長（内藤皓嗣） これより会議を開きます。

お諮りいたします

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、2番、黒川美克議員、3番、柳沢英希議員を指名いたします。

○議長（内藤皓嗣） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成25年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月20日、9月2日及び9月4日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より10月9日までの28日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、このたびの市長選挙及び市議会議員補欠選挙に伴い、議席の指定、常任委員会委員の選任等を行った後、市長の所信表明演説を行い、その後、諮問第2号及び承認第1号を即決で願い、引き続いて議案の上程、説明を受け、報告第8号及び報告第9号について報告を受けます。

9月17日及び18日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月20日に、議案第38号から議案第49号までの条例等関係及び議案第50号から議案第54号までの補正予算関係並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定関係について総括質疑を行います。

また、議案第46号及び認定第1号から認定第8号までの決算認定関係については、決算特別委員会を設置して、9月24日から26日までの3日間で審査をお願いいたします。

総務建設委員会については、議案第38号から議案第45号並びに議案第50号から議案第52号及び議案第54号の12議案を付託し、福祉文教委員会については、議案第47号から議案第49号並びに議案第50号及び議案第53号の5議案と陳情第3号から陳情第6号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この9月定例会が円滑に進行しますように、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月9日までの28日間と決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月9日までの28日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

公職選挙法第113条第3項第3号の規定に基づき、8月25日執行の高浜市議会議員補欠選挙において長谷川広昌議員が当選されましたので、御報告いたします。

次に、7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から報告され、議会図書室に保管しておりますので、随時ごらんいただきたいと思います。

います。

報告事項は以上であります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第3 議席の指定を行います。

今回当選されました長谷川広昌議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席番号1番に指定いたします。

○議長（内藤皓嗣） 日程第4 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

新議員、長谷川広昌議員の常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、福祉文教委員会委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、長谷川広昌議員は福祉文教委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第5 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、長谷川広昌議員を指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、長谷川広昌議員を議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第6 市長所信表明演説を行います。

市長の所信表明演説を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 本日、ここに平成25年9月市議会定例会の開会に当たりまして、2期目の就任の挨拶と所信の一端を申し述べさせていただき、議員各位を初め、広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、去る8月25日の市長選挙におきまして、市民の皆様を初め各方面からの御推薦と力強い御支援を賜り、無投票での再選をさせていただきました。身が引き締まる思いがするとともに、2期目に向けての決意を新たにしているところでございます。

1期目の就任当時、前年の秋に発生したリーマンショックに端を発する100年に一度と言われる経済危機の影響をまともに受け、それまで順調に伸びていた市税収入は大きく減り、歳出の絞り込みを余儀なくされました。市民生活に大きな影響がないものは先送りするなど、厳しい財政運営を迫られました。しかし、私はこの逆境は、むしろ将来に向けた自治体経営の基礎づくりのチャンスである、危機のときにこそ、かえって基礎をしっかりと固めることができる、次の成長につながるの信念を持ち、市政運営の根幹となる自治基本条例や第6次高浜市総合計画の策定、今後の高浜市を支える人づくりの礎となる生涯学習基本構想や教育基本構想の策定、将来の公共施設のあり方を考える上での基礎となる公共施設マネジメント白書の作成、公共施設あり方検討委員会による基本方針等の取りまとめ、地域防災を構築する上でのかなめとなる防災ネットワークきずこう会の立ち上げなど、高浜市の根っこづくりに取り組んでまいりました。

第6次高浜市総合計画の策定では、「高浜市がこんなまちになったらいいな!」といった思いを市民と職員が膝を突き合わせてとことん語り合い、120回もの対話が重ねられました。市民映画「タカハマ物語」の制作では、エキストラを含む出演者、裏方、協力者など、子供から高齢者まで約6,000人の御参加をいただきました。いずれも、かかわる中から、新たな気づきや、まちづくりの原動力となるまちを愛する心が芽生えていった。そして、人と人がつながる新しい輪も次々と生まれていきました。これらはほんの一例ではございますが、こうした取り組みを通して市民と職員の距離も縮まり、信頼感も高まってきたように感じています。

市民意識調査の結果を見ましても、7割以上の市民が「高浜市に愛着や誇りを感じる」、約8割の市民が「高浜市に長く住みたい」、9割以上の小・中学生が「高浜市が好き」とお答えをいただいております。その数値は年々上昇しております。市民も行政も、みんなで力を合わせて気持ちの一つにし、ともに汗を流すことによって、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ大家族 たかはま」の実現に向けて一步一步着実に歩みを進めてきた4年間でした。

さて、2期目を迎えた現在、自治体を取り巻く環境は、超高齢社会の到来といった人口構造の変化や行政ニーズの多様化、国・地方を通じた財政危機など、依然として厳しい状況に置かれています。特に高齢化は、世界に類を見ない喫緊の課題であります。

しかし、厳しいときだからこそ基本に立ち返る。しっかりと固めた礎の上に立ち、高浜市の強みを生かしていくことが、高浜市の未来を切り開くアシタのチカラにつながっていきます。自治体経営の基本とは何か。それは現場主義であります。職員とともに、信頼される行政を目指して市民の皆様と対話をし、ともに汗を流してまいりました。その中から、市民にとって真に必要な施策は何か、そしてどのような手法が適切であるかを常に問い続け、一つ一つ改善を積み重ねてまいりました。職員にも、地域が現場、地域で生きる一員という自覚が芽生え始め、市民の皆様との距離が縮まり、信頼感も高まってきたように感じています。誠実さを大切に、現場主義を徹底するという原点。2期目も変わることなく継続してまいります。

次に、まちづくりの方向性についてであります。

本市は、人口が4万6,000人、面積が約13km²という小さなまちです。しかし、小さなまちだからこそその強みがあります。それは、市民から職員の顔が見え、行政からも市民一人一人の顔が見える。つまり、身近で、きめ細やかな対応ができるということでもあります。

小さなまちだからこそ、一人一人が少しずつ力を持ち寄り、力を合わせて行動することによって、まちを動かす大きなエネルギーとなる。まちがよくなってきたという変化が目に見える形であられ、実感できるようになることで、もっといいまちにしていきたいというさらなる意欲につながっていく、そんな循環が生まれていきます。まちへの思いを共有し、力を合わせやすい。これは本市の最大の強みといえます。

自治基本条例の前文には、まちづくりの決意として「私たちの愛するまちを未来へとつなげていくために」という言葉があります。初心を忘れることなく、現場である地域へ積極的に足を運び、市民の皆様との対話、行動の積み重ねを高浜市の今をアシタにつなぐ大きなチカラへと高め、大家族のような思いやりときずなが感じられる、日常の心地よさを実感できるまちを皆様とともに築き上げてまいります。

それでは、2期目の取り組みにつきまして、第6次高浜市総合計画に掲げる4つの基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

「いつまでも住み続けたい！」と思える高浜市をつくり上げていくためには、まちの目指す姿を共有し、市民、地域、行政がそれぞれの力を高め、持っている力を出し合い、未来を切り開いていく大きなチカラへとつなげていくことが大切です。

現在の高浜市の未来を創る市民会議を発展させ、総合計画の進行管理にだけにとらわれない、高浜市で暮らす日常の心地よさや心の豊かさを市民と行政の協働によりデザインし、実践につなげていく取り組みを進めてまいりたいと思います。その一つとして、まちへの愛着や誇りを育み、まちの日常を元気にしていくため、歴史や自然を初め、今日まで受け継ぎ、培ってきた伝統や文化、特産品など、高浜市すべての魅力や自慢を市民の皆様とともに掘り起し、編集、発信していく取り組みを新たに始めてまいります。

財政運営では、歳入の大幅な増加が見込めない中、今後も安定した行政サービスを提供するため、中長期的な視点に立ち、将来にわたる課題に計画的に取り組んでまいります。

高度経済成長期に整備された本市の多くの公共施設は、近い将来、大規模改修や更新の大きな波が訪れます。現在、公共施設あり方検討委員会から提出された公共施設マネジメント基本方針や改善計画（案）の内容を踏まえて、職員プロジェクトを中心に公共施設保全計画の取りまとめを行っております。これらに従って、今後、長期的な財政見通しを作成し、計画的な財政運営に当たってまいります。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

子供たちは次の世代を担う宝です。子供たちが心豊かにたくましく成長し、さまざまな感動や体験に出会い、夢と希望を持って未来に力強く羽ばたいていけるように、高浜市全体をみんなの学び舎と捉え、教わりたい人と教える人とがつながり合い、学びの輪を広げていく取り組みを進めてまいります。

働きながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるため、民間園の設立支援や定員拡大など、子育てを総合的に応援する体制を強化し、待機児ゼロの実現を目指してまいります。

教育では、子供たちが確かな学力と豊かな心を身につけ、高浜市の将来を担う人材として育てていくように、個々の子供の成長のためにどうするかという子供の視点に立った取り組みが大切です。現在、教育委員会では、幼保・小・中12年間の学びと育ちをつなげる一貫教育の指標として、卒園時、卒業時までにはこれだけは身につけさせておきたいという発達段階に応じた「目指す子どもの姿」の明文化に取り組まれています。この「目指す子どもの姿」を家庭や地域と共有して、地域ぐるみで子供の成長を見守り、支える取り組みを教育委員会と連携して進めてまいります。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でございます。

安全・安心の確保は市民生活にとって何よりも優先すべきものです。東日本大震災や頻発する集中豪雨など、自然災害の猛威を目の当たりにし、その思いを一層強くいたしました。さきの東日本大震災では、防災教育に力を入れてきた地域とそうでない地域とでは人的被害が大きく変わりました。そこで、地域の将来を担う子供に対する防災教育に力を入れ、市民、地域、学校の連携を含めた地域防災力の強化を図ってまいります。

産業は、地域ににぎわいと活力を生み出し、雇用の確保や安定した財政基盤の強化に向けて欠かすことができません。新たな工業用地の創出や企業誘致に向けたワンストップ体制の構築など、企業誘致の姿勢を内外にアピールし、企業誘致、拡張支援に向けた取り組みを最も重要なテーマの一つとして積極的に推進してまいります。

地場産業の振興では、復興の進む東北を重点地域と位置づけ、三州瓦の販路拡大に力を入れてまいります。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

高齢化への対応といたしましては、認知症への取り組みとして、生涯現役のまちづくりを重点的に進めてまいります。

認知症対策では、医師会との連携、協力をいただきながら、認知症の早期発見・早期診断・予防・啓発を効率よく行える体制を整えるとともに、認知症グループホームの設置支援、権利擁護センターの設置など、総合的な取り組みを進めてまいります。

生涯現役のまちづくりは、高齢者の外出支援、生きがい・健康づくりを応援する取り組みであり、介護予防が市へ移管された場合、受け皿として十分効果が期待できる事業でもありますので、現在、高浜南部、吉浜の2つの地区で実施している取り組みを全市に広げて展開してまいります。

開設後2年半が経過したこども発達センターでは、障がい者相談支援事業所など関係機関と連携し、子供の出生から将来の地域生活や就労を見据え、ライフステージに応じたサポートを行っています。

5歳児健診も開始3年目を迎え、健診として定着していますが、現在、日本福祉大学子ども発達学部の御協力をいただき、5歳児健診の結果を検証し、健診項目や3歳児健診との関連性などについて調査研究を行っています。ことし、5歳児健診初年度の子供が小学校に入学したことから、1年生を対象にアンケートを実施し、子供の成長の検証や課題等を整理し、健診へ反映させるなど、子供の育ちの支援につなげてまいります。

また、日々、保育や教育で直接子供とかかわる保育士、教諭との連携を強化し、子供にかかわる支援者が力を合わせ、就労までの総合的な支援体制を整え、乳幼児、児童・生徒、一人一人のニーズに応じた子供とその家族をより確かな形で支えてまいります。

育児、介護、健康など、不安を抱える人が気軽に相談できる総合窓口として、受付窓口を高浜版地域包括支援センターに一本化し、本人や家族に対し、困り事に応じたきめ細やかな支援をしてまいります。

以上、2期目の市政運営に当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただきましたが、これらの実行に当たっては、議員各位並びに市民の皆様の一層の御支援、御協力なくしては成し得ることはできません。今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜ることをお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 以上で、所信表明演説は終わりました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（杉浦幸七） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の原田絹代氏が平成25年12月31日付をもって任期満了となられるため、その後任として新たに加藤美枝子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、皆様も御案内のとおり、長年にわたり高浜市及び碧南市の小・中学校で活躍され、学

校教育の向上に努めるなど、人格、識見が高く、誠実温厚な人柄で地域の皆様方の信望も厚く、人権擁護委員として適任の方であると存じますので、何とぞ同氏を推薦することに御同意賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内藤皓嗣） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、賛成の立場から討論をします。

人権擁護委員の制度は昭和23年にスタートした歴史ある制度であり、人権擁護委員は、人権尊重の理念を住民に広めるため、国とともに人権相談や救済のための活動をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動を行い、住民と国が一体となって、車の両輪として人権を守る制度として、諸外国に例を見ない取り組みとしてこれまで一定の成果を上げてきました。

しかし、最近の人権問題は、セクハラ、パワハラや社会問題化しているいじめ、体罰など、問題の多様化、深刻化、低年齢化が進んでおり、人権擁護委員の存在がますます重要になってくると考えます。

人権問題の解決には、被害者が問題をひとりで抱え込まず、信頼できる人に相談することが何より重要であると言われており、そのためには、人格、見識が高く、誠実温厚な人柄であることはもちろんのこと、大人から子供まで親しみやすいお人柄の人に人権擁護委員になっていただくことが必要と考えます。

今回当局が推薦をした加藤美枝子氏は、私とは同年であり、実家は近所でした。高取小学校で6年間一緒に学びました。子供のころから大変スマートな女子で、同級生の中心で活動されていたように記憶をしております。卒業後は、長年にわたり高浜市及び碧南市の小・中学校で御活躍され、その親しみやすいお人柄は御承知のとおりであります。人望もあり、現在では地域の婦人会長としても活躍をされています。同氏が人権擁護委員に就任されれば、本市の人権擁護はますます進むものと考えますので、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について賛成させていただきます。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 反対討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、諮問第2号は、原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本件は、平成25年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る8月21日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

その内容でございますが、さきの8月6日の集中豪雨により被害を受けました道路や排水路などのうち、早急な対応が必要とされるものについて予算措置を講じ、専決処分をさせていただきましたものでございます。

それでは、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,486万9,000円を追加し、補正後の予算総額を130億1,151万2,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算の調整財源として、財政調整基金繰入金1,486万9,000円を繰り入れるものであります。

次に、20ページの歳出について御説明申し上げます。

11款3項1目道路橋りょう災害復旧費の補正は、市道の復旧に向けた実施設計業務委託料として140万円を、また、市道、排水路、側溝などの災害復旧工事費として1,256万9,000円を計上いたしております。

11款3項2目都市計画施設災害復旧費は、八幡公園の災害復旧工事費として90万円を計上いた

しております。

以上が専決処分の内容でございます。何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案を承認することに決定いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第9 議案第38号から議案第49号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、初めに、議案第38号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本案は、本年4月1日に施行されました地方税法の一部を改正する法律に基づき、本年6月定例会において御可決賜りました高浜市税条例の一部改正において、市税に係る延滞金の割合が改正されたことに伴い、税外収入に係る延滞金の割合について同様の措置を講じるものであります。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条の改正は、本条例の適用となる延滞金について定めるものであります。

次に、延滞金の額について規定する第2条の改正は、地方税法に準じ、延滞金の額の計算における端数処理について定めるものであります。

附則第2項は、新たに税外収入に係る延滞金の割合の特例を設けるもので、納期限の翌日から1カ月の割合、年7.3%については、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とし、1カ月経過後の割合、年14.6%については、当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするも

のであります。

最後になりますが、本条例の施行につきましては、附則第1項において平成26年1月1日からとし、第2項において、改正後の附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第39号から議案第43号の5議案について御説明申し上げます。

別添の参考資料等もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

初めに、議案第39号 調停の成立について御説明を申し上げます。

本案は、借上公共賃貸住宅センチュリー21の建物所有者から、建物の改修工事費の半分を市の善管注意義務違反による損害賠償金として負担するよう、安城簡易裁判所に調停の申し立てがされたため、平成25年1月10日から4回の調停委員会の調停と、裁判所書記官等同席による物件の実況見分の上、調停委員会の調停案として解決金62万円が提示されたものであります。

本調停に対し、市としては、善管注意義務違反は存在せず、現状有姿による物件の返還を主張してまいりました。

調停委員会から示されました解決金の62万円は、損害賠償金として請求された額の15%程度であり、かつ、そのほとんどが調停がなければ市として修繕等を予定していた費用で、市の主張の大半が受け入れられたものと考えております。

また、建物所有者は、今回の調停委員会の調停案に対して和解に応じる意向も示しています。

以上の理由により、今回の調停委員会の和解案は、市の善管注意義務違反がないことがほぼ認められたことから、議会の議決が得られれば、裁判所が示した解決金62万円を相手方に支払う和解案に応じたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議案第40号 高浜市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案並びに議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、第183回通常国会において成立し、4月1日に施行されました地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令に基づき、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正の概要について順次御説明申し上げますが、別添参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の改正は、公的年金からの特別徴収制度の見直し及び上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例等について改正を行うものであります。

まず、公的年金からの特別徴収制度の見直しの改正内容でございますが、公的年金等に係る所

得に係る個人の市民税の特別徴収を定める第45条の2第1項では、これまで住所異動があった場合においては特別徴収を停止して普通徴収に切りかえておりましたが、改正後は、住所異動があっても特別徴収が継続されるものであります。

次に、年金所得に係る仮特別徴収税額等を定める第45条の5第1項では、仮徴収額の算出方法を前年度分の本徴収額から前年度分の年税額の2分の1に相当する額とすることにより、年間の徴収税額の平準化を図るものであります。

この公的年金からの特別徴収制度の見直しの施行日は、平成28年10月1日であります。

次に、上場株式関係等の改正内容であります。上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例を定める附則第16条の3の関係では、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

次に、株式等に係る譲渡所得に係る個人の市民税の特例について定める附則第19条関係では、株式等に係る分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

次に、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の特例を定める附則第19条の2の関係では、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設するものであります。

その他の改正について、単に課税標準の計算を定める規定について削除するもののほか、引用条文の削除に伴い条文を繰り上げるもの、引用する条文に条ずれ、項ずれ、号ずれが生じたことに伴い、所要の改正等を行うものであります。

施行日につきましては、第32条第5項及び附則第21条第2項並びに附則第21条の2の改正は平成28年1月1日、その他の改正は平成29年1月1日であります。

続いて、議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、附則第3項の改正は、地方税法附則において、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

附則第6項の改正は、地方税法附則において、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

附則第7項の改正は、地方税法附則におきまして、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、新たに規定いたすものであります。

旧附則第8項は、法令では国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めることから、規定を削除いたすものであります。

旧附則第9項から第13項及び第15項につきましては、旧附則第8項と同様の理由による規定の

削除、または規定の繰り上げを行うものであります。

旧附則第14項の改正は、租税条例等実施特例法において、条約適用配当等に係る分離課税について、特定社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うとともに、規定の繰り上げを行うものであります。

最後に、附則でございますが、新条例の施行期日を平成29年1月1日からとし、改正後の高浜市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしております。

続きまして、議案第42号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正により延滞金の割合の特例が改められたことに伴い、高浜市税条例においても、延滞金の割合の特例において同様の措置がなされたことを受け、延滞金の利率の根拠を同じくする高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例についても同様の措置がなされるため、市として、延滞金の利率の根拠を同じくする市営住宅家賃についても同様の取り扱いをするための改正であります。

改正の具体的な内容でございますが、高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例第18条で定める延滞金の額の計算について、高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例における計算方法を引用するものであります。

また、今回の改正は、平成26年1月1日からとなるため、同日以降に締結された契約による家賃に係る延滞金から適用されることとなります。

次に、議案第43号、高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正により高浜市税条例が一部改正されたことに伴い、延滞金の割合の特例を改めるものであります。

改正の内容でございますが、附則第4項の規定につきましては、特例基準割合を当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合とし、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合にあつては、当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合、ただし、加算した割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合といたすものであります。

最後に、附則でございますが、条例の施行期日を平成26年1月1日からとし、改正後の規定は平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしております。

以上、5議案につきまして、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、私のほうから議案第44号、それから第45号、第46号について御説明を申し上げます。

最初に、議案第44号 高浜市都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料では5ページをお願いいたします。

本案は、地方税法の改正により、高浜市税条例において延滞金の割合の特例が定められることに伴い、都市計画下水道受益者負担金に係る延滞金についても割合の特例を設けるもので、附則を附則第1項とし、次に第2項を加えるものでございます。

その内容は、当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.5%の割合及び年7.25%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とし、年7.25%の割合にあつては特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするものであります。

なお、施行の期日は平成26年1月1日からとしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第45号 市道路線の認定について御説明を申し上げます。

参考資料の5ページ及び別添図をあわせて御参照いただきたいと思います。

本案は、新たに1路線を市道路線として認定をお願いするものであります。

新たな路線は、都市計画道路吉浜棚尾線とその道路に交差する主要地方道西尾知多線の交差点において、県道のつけかえが行われたことによりまして一部区間が市道へ降格され、高浜市に帰属されたものでございます。

今回の認定路線の延長、幅員及び位置につきましては、先ほど申しました参考資料別添図のとおりであります。今回の認定路線の延長は101.4mであり、平成25年8月末時点の市道の路線の総数は748路線、総延長は20万1,067.8mであります。これに今回の認定路線分を加算いたしますと、749路線、総延長が20万1169.2mとなります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第46号 平成24年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

参考資料では、5ページ、6ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

平成24年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は6,788万5,003円で、そのうち減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に4,000万円の合計6,000万円を積み立てさせていただき、残りの788

万5,003円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

3議案とも原案のとおり何とぞ御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第47号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、地方税に係る延滞金の見直しがされたことから、高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の介護保険料の延滞金の割合について改正をさせていただくもので、延滞金の割合の特例を改めるものです。

なお、附則において、平成26年1月1日より施行することとしております。

それでは、続きまして、議案第48号 高浜市リバースモーゲージ条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、地方税に係る延滞金の見直しがされたことから、高浜市リバースモーゲージ条例の延滞金の規定について改正をさせていただくもので、延滞金の取り扱いについては、高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例における延滞金の割合の特例の例によることとするものでございます。

なお、附則において、平成26年1月1日より施行することとしております。

以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について御説明申し上げます。

参考資料の6、7ページもあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布され、国において子ども・子育て会議を設置するとともに、市町村は都道府県と同様に、地域の子ども・子育て支援施策に関する事務を処理するため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされたため、制定するものでございます。

概要といたしまして、第1条の趣旨、第2条の設置は、子ども・子育て支援法の規定に基づき定めるものとしております。

第3条の所掌事務は、子ども・子育て支援法の規定を引用し、その内容は、市に対して認定こども園、保育園、幼稚園の教育・保育施設及び家庭的保育、事業所内保育等の地域型保育事業の利用定員の設定並びに今後、市が策定することになります高浜市子ども・子育て支援事業計画に関し意見を提出すること、また、本市における子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推

進に関する必要事項及び当該施策の実施状況を調査審議することとされております。

第4条の組織は、会議は委員15人以内で組織することとし、保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等から市長が委嘱または任命することといたしております。

第5条の任期は、委員の任期は2年で、再任されることができるとし、第6条以降は会議の一般的事項を定めるものでございます。

附則の第1項におきまして、施行期日を公布の日からとするとともに、第2項で、最初に委嘱または任命される委員の任期を平成27年3月31日までとしております。

また、第3項において、高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、報酬の額を定める別表に、子ども・子育て会議委員、月額5,800円を加えるものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 日程第10 議案第50号から議案第54号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,313万4,000円を追加し、補正後の予算総額を132億6,464万6,000円といたすものであります。

次に、8ページの繰越明許費をお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託につきまして、年度内に事業の完了が見込めないことから、平成26年度に繰り越しをいたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

地方債補正は、市道港線整備事業、消防ポンプ自動車整備事業及び臨時財政対策債の限度額を変更するほか、新たに吉浜小学校特別教室設置事業に係る事業債借入れの限度額を設定するものであります。

次に、補正予算説明書46ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、8款1項1目地方特例交付金及び9款1項1目地方交付税における普通交付税の補正は、それぞれ交付額の決定に伴うものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付事業における自立支援医療費の増額に伴うものであります。

13款2項2目民生費国庫補助金は、主に災害時要援護者支援事業に係るセーフティネット支援対策等事業費補助金を計上いたしております。

14款1項1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付事業に係る自立支援医療費の増額に伴う補正でございます。

14款2項1目総務費県補助金は、同報系防災無線通信設備整備事業に係る緊急市町村地震防災対策事業費補助金を減額し、新たに49ページのJ Aあいち中央高浜北部支店跡施設の改修工事に係る、げんき商店街推進事業費補助金を計上いたしております。

2目民生費県補助金は、生涯現役のまちづくり創出事業に係る介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金と、保育園管理運営事業における新設保育園の建設費に係る補助金を計上いたしております。

5目商工費県補助金は、緊急雇用創出事業基金事業における起業支援型地域雇用創造事業委託に係る補助金でございます。

16款1項1目一般寄附金は、匿名希望の方よりいただきました一般寄附金と、新たにふるさと応援事業の実施に伴う寄附金を計上いたしております。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金2億8,351万5,000円を減額するほか、平成24年度の市民予算枠事業交付金等の額の確定に伴い、まちづくりパートナーズ基金繰入金を増額いたすものであります。

18款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、5億3,073万8,000円を計上いたすものであります。

50ページをお願いいたします。

20款市債につきましては、1目土木債及び2目消防債は事業費の確定により、また、3目臨時財政対策債は本年度発行可能額の決定により、それぞれ増減を行うものであります。

4目教育債につきましては、吉浜小学校特別教室設置事業に対する新たな事業債として5,200万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。52ページをお願いいたします。

1款議会費の補正は、今年度の負担金の額が決定したことに伴い、議員共済組合負担金の減額を行うものであります。

2款総務費では、ふるさと納税制度を活用したふるさと応援事業を推進するための費用を、地域内分権推進事業では、高浜ふれあいプラザの1階部分の利活用を図るための改修工事費をお願いするものでございます。また、基金運用事業では、今後の公共施設の建てかえや大規模修繕等に備え、また、中期財政計画を踏まえ、公共施設等整備基金に1億円の積み立てを行うものであります。これにより、今年度末現在の公共施設等整備基金の残高は8億円余りとなる見込みでございます。

次に、3款1項社会福祉費でございますが、2目地域福祉推進費では、いきいき広場管理運営事業において、大規模災害に備えて非常用電源発電機の設置工事費を、福祉総合システム電算管理事業においては、福祉総合システム再構築のためのソフトウェア開発修正業務委託料を、また、新たに災害時要援護者支援事業として、要援護者の情報を避難支援関係者に対し適切に提供できるよう、災害時要援護者管理システムの構築費用を計上いたしております。

55ページの権利擁護推進事業につきましては、平成26年4月開設予定の権利擁護推進センターの体制整備に対する費用を新たにお願いするものであります。

次に、8目高齢者社会参加推進費では、生涯現役のまちづくり創出事業において、高齢者への呼びかけに重点を置いた新たな閉じこもり防止対策に係る費用を計上いたしております。

19目介護保険事業費及び20目後期高齢者医療事業費の補正は、それぞれの特別会計における前年度繰越金の確定などにより、繰出金の増減を行うものであります。

次に、2項児童福祉費でございますが、まず、2目保育サービス費では、保育園管理運営事業において、待機児童の解消に向け、新たに雇用推進住宅県（あがた）宿舎跡地において民間が整備する新設保育園への建設費補助等をお願いするものであります。

3目家庭支援費では、地域の子ども・子育て支援施策について審議する機関、子ども・子育て会議の運営費と、子ども・子育て支援法に定められた子ども・子育て支援事業計画の策定委託料を計上いたしております。

56ページをお願いいたします。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費では、ごみ減量リサイクル推進事業において、可燃用指定収集袋や、分別収集で使用するペットボトル等のプラスチック容器類を回収する容器といった消耗品費の増額をお願いするものであります。

7款1項3目観光資源開発費では、緊急雇用創出事業基金事業として、失業者に対する地域雇用の受け皿の確保及び高浜市観光協会の成長を支援するため、起業支援型地域雇用創造事業委託料を計上いたしております。

58ページをお願いいたします。

8款5項3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における前年度繰越金の確定などにより、繰出金の減額をいたすものであります。

8款6項1目公営住宅費は、借上公共賃貸住宅センチュリー21の返還に係る損害賠償解決金を計上いたしております。

10款2項1目学校管理費は、吉浜小学校において、児童数の増による教室不足の解消を図るため、特別教室設置に要する工事費として7,000万円をお願いするものでございます。

最後に、12款公債費は、平成24年度に借入れを行った市債の利率が確定したことなどに伴い、元金、利子の増減を行うものであります。

以上が一般会計補正予算（第3回）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時3分休憩

午前11時14分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第51号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2億1,374万2,000円を追加し、補正後の予算総額を35億9,611万7,000円といたすものでございます。

次に、補正予算説明書の72ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく収入実績見込みにより、3,831万円を増額いたすものであります。

4款1項1目前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの平成25年度分通知額に基づき、5,639万円を増額いたすものであります。

9款1項2目その他繰越金は、平成24年度の決算額の確定に伴い、1億1,904万2,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。74ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、歳入における前期高齢者交付金の増額に伴い、財源更正を行うものであります。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、2款1項4目退職被保険者等療養費及び2款2項2目退職被保険者等高額療養費は、年間の実績見込みにより、それぞれ3,237万8,000円、66万1,000円、527万1,000円を増額いたすものであります。

3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等及び76ページ、6款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づき、それぞれ増減を行うものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う余剰財源であります9,000万円を支払準備基金に積み立てるものであります。

12款1項1目予備費の増額は、今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議案第52号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算

(第1回)について御説明申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ929万5,000円を増額し、補正後の予算総額を12億9,054万1,000円とするものであります。

補正予算説明書の84ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金1,091万9,000円の減額は、繰越金及び利子償還金の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、6款1項1目繰越金2,021万4,000円の増額は、平成24年度決算額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費401万4,000円の増額並びに1款2項1目下水道建設費910万9,000円の増額は、職員の人事交流等によるものでございます。

2款1項2目利子382万8,000円の減額は、借入金の利子償還額の確定によるものでございます。

以上が52号議案の説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第53号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書27ページをお願いいたします。

保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ1,929万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ23億2,200万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、説明書の100ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入、4款1項支払基金交付金2,691万7,000円の減額は、介護給付費交付金交付要領に基づき、過年度返還金分が本年度の交付金において充当調整されること等に伴い減額。

7款1項1目一般会計繰入金は、24年度実績等に伴い、1,612万2,000円を減額するものであります。

8款1項1目繰越金7,965万2,000円の増額は、24年度からの繰越金でございます。

次に、歳出で、108ページをお願いいたします。

6款1項2目介護給付費過年度分返還金1,835万1,000円の増額は、24年度介護給付費国・県負担金の確定に伴う返還金でございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） では、議案第54号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ765万8,000円を追加し、補正後の予算総額を4億2,412万円といたすものでございます。

補正予算説明書の116ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、歳出における職員給与費の増額等に伴い、501万4,000円を増額いたすものであります。

4款1項1目繰越金は、平成24年度の決算額の確定に伴い、264万4,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。118ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流により人件費を554万4,000円増額いたすものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金について、平成24年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納し、納付未済となっております211万4,000円を増額いたすものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 日程第11 認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、認定第1号 平成24年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入決算額は139億7,824万1,455円、歳出決算額は130億8,845万5,422円で、歳入歳出差引残額は8億8,978万6,033円であります。

実質収支額につきましては、決算書の202ページの実質収支に関する調書にありますとおり、8億3,073万8,033円となっております。

次に、主要施策成果説明書21ページをお願いいたします。

初めに、歳入の決算額であります。1款市税は81億4,854万1,473円で、前年度と比較し0.4%の増となっております。これは、個人市民税、法人市民税ともに増収となったことが主たる要因でございます。徴収率は93.0%、不納欠損額につきましては6,603万1,263円でございます。

次に、24ページをお願いします。

2款地方譲与税は1億1,172万6,610円、3款利子割交付金は1,977万4,000円、4款配当割交付金は1,826万4,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は430万8,000円、26ページの6款地方消費税

交付金は4億2,954万3,000円、7款自動車取得税交付金は6,094万8,000円で、いずれも所定の算定式に基づき交付されたものでございます。

8款地方特例交付金につきましては、児童手当、子ども手当に係る地方負担増加分と自動車取得税減税に伴う自動車取得税交付金の減収分に係る措置が廃止されたことに伴い、前年度と比較し63.6%減の4,220万9,000円となっております。

9款地方交付税は、普通交付税、特別交付税合わせて3億3,040万3,000円で、このうち普通交付税につきましては、基準財政収入額における個人市民税、法人市民税の増により、前年度と比較し35.8%減となったものの、平成22年度以降、3年連続で普通交付税の交付団体となっております。

28ページをお願いします。

10款交通安全対策特別交付金は719万7,000円、11款分担金及び負担金は1億6,132万8,431円、12款使用料及び手数料は2億520万3,973円でございます。

30ページをお願いします。

13款国庫支出金は、主に児童福祉費負担金における子ども手当負担金の減により、14億9,494万4,966円となっております。

14款県支出金は、主に社会福祉費補助金において、小規模特別養護老人ホームの整備に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の増により、9億1,719万2,974円となっております。

32ページをお願いします。

15款財産収入は3,067万1,738円、16款寄附金は26万1,000円、17款繰入金は、財政調整基金を初めとする6基金からの繰入金で1億9,465万9,268円、18款繰越金は9億2,373万6,627円となっております。

34ページをお願いします。

19款諸収入は3億3,432万8,395円、36ページ、20款市債は5億4,300万円で、同報無線設備整備事業を初めとした事業債と、臨時財政対策債の借り入れを行っております。

次に、歳出の決算額について御説明を申し上げます。

まず、1款議会費は、1億7,931万6,911円でございます。

39ページをお願いします。

2款総務費は15億4,518万6,266円で、主な取り組みとしまして、市民活動支援費では、42ページの個人市民税の5%を活用した市民予算枠事業、44ページの市民自治力推進事業におけるまちづくりシンポジウムの開催、企画費では、63ページの市民との協働による総合計画進行管理事業、68ページの公共施設あり方検討事業においては、今後の公共施設のあり方を示す公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）の取りまとめを行っております。

防災対策費では、78ページからの防災活動事業において、防災ネットきずこう会の開催、同報系防災行政無線設備の整備、移動系防災行政無線機を購入し、防災体制の充実に努めております。

構造改革推進費では、81ページの地域内分権推進事業において、前年度に引き続き、まちづくり協議会への支援を行っております。

徴税费では、87ページの西三河地方税滞納整理機構との連携や、89ページの債権回収コールセンター業務委託を通して市税の確保に努めております。

基金費では、101ページの基金運用事業において、将来の公共施設のあり方を視野に入れ、公共施設等整備基金への積み立てを行っております。

次に、102ページをお願いします。

3款民生費は50億7,865億1,405円で、主な取り組みといたしまして、地域福祉推進費では、108ページの地域福祉活動応援事業における地域福祉事業総合マネジメント委託、111ページの安心生活創造事業委託を行い、地域福祉の推進に努めております。

障がい者関連では、112ページの障害者自立支援給付事業における各種サービスの提供、121ページの地域生活支援事業において、障がい者の相談支援体制の充実に努めております。

高齢者・介護関連費では、131ページの元気高齢者応援事業、133ページの生涯現役のまちづくり創出事業、134ページの介護予防リハビリテーション調査事業、136ページの社会福祉法人知多学園が整備する地域密着型介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム論地がるてん」に対する補助、138ページの社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設に向けての補助を行っております。

福祉医療費では、141ページの障害者医療を初め、142ページの子ども医療、144ページの後期高齢者医療事業などの医療費助成を、子育て支援関連では、147ページの子ども手当支給事業、148ページの保育園管理運営事業、151ページの児童扶養手当等支給事業、154ページの家庭的保育推進事業において、新たに家庭的保育事業運営委託を行い、保育サービス及び待機児童対策に努めております。また、166ページのこども発達応援事業では、こども発達センターに発達専門相談員を配置し、子供の成長支援・親支援を実施しております。

168ページの生活保護費では、就労支援業務委託を通して、生活困窮者及び被保護者の就労支援に努めております。

次に、170ページをお願いします。

4款衛生費は16億9,116万9,498円で、主な取り組みとしまして、保健衛生費では、171ページの老人・成人保健事業を初め、178ページの母子保健事業及び予防接種事業、180ページの子宮頸がん等ワクチン接種事業を実施し、医療関連では、181ページの救急医療事業において、刈谷豊田総合病院を中心とした地域医療ネットワークの形成及び地域医療振興事業を実施するとともに、182ページの在宅医療連携拠点推進事業では、介護・福祉と医療の連携拠点を設置し、地域包括

ケアシステムの構築に努めております。

次に、清掃費では、190ページのごみ減量リサイクル推進事業、191ページのごみ収集運搬業務等委託事業、192ページのごみ処理事業等を実施し、環境美化、ごみの減量化、生活環境の保全に努めております。

次に、198ページをお願いします。

5款労働費は75万6,180円、200ページの6款農林水産業費は1億92万5,425円で、農業委員会事業を初め、203ページの土地改良事業、204ページの明治用水中井筋改修事業に係る負担金、205ページの農園事業、206ページの畜産環境整備事業を実施いたしました。

211ページをお願いします。

7款商工費は2億4,375万1,134円で、主な取り組みとしまして、商工業振興費では、212ページの中小企業支援事業及び地域産業振興事業における中小企業振興対策事業費補助、214ページの産業経済活性化事業において、工業立地検討業務委託、企業誘致等に関する奨励、新がんばる事業者応援補助、215ページのコミュニティビジネス創出・支援事業を実施しております。

観光関連では、216ページの観光推進事業において、観光を通じて「自慢できるまち高浜」実現のため、高浜市観光協会に対する活動事業費補助を行っております。

次に、219ページをお願いします。

8款土木費は11億7,208万7,031円で、主な取り組みとしまして、道路橋りょう費では、219ページの道水路維持管理事業、223ページの市道新設改良事業での市道港線及び人形小路の整備、都市計画費では231ページの公園整備管理事業、公営住宅費では234ページの公営住宅管理事業を実施いたしました。

次に、240ページをお願いします。

9款消防費は4億4,983万4,028円で、消防団活動事業を初め、241ページの広域消防事業での衣浦東部広域連合への分担金が主な取り組みでございます。

次に、242ページをお願いします。

10款教育費は12億3,492万6,521円で、主な取り組みとしまして、247ページの教育活動支援事業を初め、248ページからの小学校、中学校、幼稚園の維持管理事業及び小・中学校の給食運営事業を実施し、社会教育費では、257ページからの公民館、図書館、美術館などの管理運営事業のほか、268ページの放課後居場所事業では、地域社会の中で子供たちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めるとともに、272ページのこども・若者成長応援事業では、きずな実行委員会に対して「タカハマ物語」ドラマ制作費補助を行いました。

283ページからの生涯スポーツ関係では、スポーツ施設の指定管理を含む生涯スポーツ推進振興事業を実施いたしました。

次に、288ページをお願いします。

12款公債費は12億8,781万7,463円で、前年度と比較し1億2,512万7,382円の減となっております。一般会計における平成24年度末地方債現在高は101億9,545万1,410円で、前年度末に比べ5億7,017万8,079円の減となっております。

最後に、290ページをお願いします。

13款諸支出金は1億403万3,560円で、これは地域密着型介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム論地がるてん」の整備に係る土地購入費でございます。

以上が平成24年度高浜市一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、認定第2号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の293ページをお願いいたします。

平成24年度末現在における国民健康保険の被保険者の状況は、全体で世帯数が5,463世帯、被保険者数が9,856人となっております。

294ページをお願いいたします。歳入について御説明申し上げます。

1款国民健康保険税の総額は10億106万3,406円で、前年度と比較し1.0%、1,004万4,027円の減となっております。収納率につきましては、現年度課税が87.9%、滞納繰越分が13.7%で、全体の収納率は61.5%となっております。

2款国庫支出金は7億1,765万2,064円で、療養給付費等負担金及び財政調整交付金などが主なものであります。

3款療養給付費交付金は2億6,326万746円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養給付交付金であります。

4款前期高齢者交付金は6億1,554万8,513円で、前期高齢者の加入割合に応じて、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けております。

5款県支出金は1億8,377万3,685円で、都道府県財政調整交付金などが主なものであります。

6款共同事業交付金は3億4,617万9,547円で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

8款繰入金は、一般会計繰入金及び支払準備基金繰入金でございます。

9款繰越金は、前年度繰越金であります。

10款諸収入は、延滞金及び第三者納付金などが主なものであります。

以上、歳入決算総額は34億9,457万7,520円で、予算現額に対する割合は100.5%、前年度と比較し0.5%、1,845万3,487円の増となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。主要施策成果説明書の296ページをお願いい

たします。

1 款総務費は6,221万9,197円で、職員の人件費を初め、国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

300ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度比1.0%増の22億5,940万2,839円で、一般被保険者療養給付費として17億5,625万8,959円、退職被保険者等療養給付費として2億511万9,397円を支出したほか、301ページから303ページまでの高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支出しております。

304ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療に対する保険者負担分として、4億8,929万637円を社会保険診療報酬支払基金へ拠出しております。

307ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は2億234万421円で、社会保険診療報酬支払基金への納付金であり、308ページの7 款共同事業拠出金は2億8,657万2,543円で、愛知県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金であります。

309ページをお願いいたします。

8 款保健事業費は3,956万7,400円で、特定健康診査等の事業を初め、310ページの診療報酬明細書（レセプト）点検事業及び医療費通知事業、健康診査費用助成事業が主なものであります。

311ページをお願いいたします。

9 款基金積立金は、利子積立金として22万8,747円を積み立てており、平成24年度末現在の支払準備基金残高は3,052万3,223円となっております。

312ページをお願いいたします。

11 款諸支出金は3,537万9,502円で、過年度分の過誤納保険税の還付金及び過年度補助金等の精算に伴う返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は33億7,553万4,426円で、予算執行率97.1%、前年度比0.3%の919万119円の増となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、認定第3号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書のほうでは37ページから41ページ、238ページから246ページ、主要施策成果説明書では316ページから318ページを御参照いただきたいと思います。

成果説明書の316ページをお願いいたします。

まず、歳入総額は1億1,706万189円で、前年対比134.5%、3,001万9,816円の増額となっております。

ります。

歳出総額は7,676万1,824円で、前年対比100.9%、65万8,945円の増額となっており、歳入歳出差引額は4,029万8,364円であります。

まず、歳入の主な内容を御説明いたします。

1 款財産収入、収入済額は1億609万5,894円、前年対比489.9%で、その内訳は、土地開発基金所有地7筆の財産貸付収入と本会計所有地10筆の不動産貸付収入、それから小規模特別養護老人ホーム、これは論地がるてんの建設用地として、論地町三丁目地内の6筆2,066.81㎡の土地を一般会計に処分いたしましたものであります。

次に、歳出の主な内容を御説明いたします。

1 款土地取得費、支出済額7,676万1,824円、予算対比100.9%となっております。

318ページをごらんください。

(3) 土地購入費7,274万8,155円は、吉浜高取線の道路用地、青木町排水路用地及び土地開発基金用地等、16筆1,868.52㎡の用地を取得したものでございます。

よろしく願いいたします。

続きまして、認定第4号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では45ページから49ページと250ページから264ページ、主要施策成果説明書では321ページから337ページでございます。

まず、成果説明書322ページをお願いいたします。

歳入総額は12億2,942万3,219円で、予算現額に対する割合は100.3%、調定額に対する割合は99.7%で、前年度対比では96.8%、4,040万7,205円の減となっております。

歳出総額は12億919万8,475円で、予算現額に対する割合は98.6%で、前年度対比では96.8%、3,962万309円の減となっております。歳入歳出差引額は2,022万4,744円でございます。

歳入の内容を御説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金3,598万6,220円は、主に416件の下水道事業受益者負担金を収納いたしましたものでございます。

2 款使用料及び手数料2億5,430万2,337円は、主に公共下水道供用開始区域における有収水量205万5,501㎡に対する下水道使用料でございます。

3 款国庫支出金8,070万円は、社会資本整備総合交付金で、交付金対象事業費1億6,140万円に対して国庫補助率は10分の5でございます。

4 款県支出金200万円は、市町村下水道事業費補助金で、補助対象事業費2,000万円に対し、補助率は10分の1でございます。

5 款繰入金5億9,301万6,000円は、主に人件費、借入金償還分等として一般会計より繰り入れ

をお願いしたものでございます。

6 款繰越金2,101万1,640円は、前年度決算収支の差額を繰り越したものでございます。

7 款諸収入880万7,022円は、流域下水道事業維持管理費還付金等でございます。

8 款市債 2 億3,360万円は、公共下水道事業で 2 億2,560万円、流域下水道事業で800万円を地方公共団体金融機構及び財務省から借入れをいたしたものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

1 款下水道事業費 6 億8,236万2,749円は、主に維持管理費に係る下水道施設維持管理事業、下水道建設費に係る汚水施設建設事業の委託料、工事請負費、物件移転補償費、雨水施設建設事業費等でございます。

下水道施設維持管理事業は 2 億325万1,731円を支出いたしており、その内容については328ページに記載のとおりでございます。

汚水施設建設事業では 3 億8,311万4,281円の支出をしており、その内容については329ページから334ページに記載をしております。

雨水施設建設事業費は2,551万2,900円で、その内容につきましては335ページに記載のとおりとなっております。

2 款公債費 5 億2,683万5,726円は、市債の元金及び利子の償還金で、公共下水道及び流域下水道の整備費として財務省、旧公営企業金融公庫及び旧日本郵政公社等から借入れを行ったものでございます。

説明は以上です。よろしく御説明申し上げます。

続きまして、認定第 5 平成24年度公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では53ページから57ページと268ページから276ページ、主要施策成果説明書では342ページから345ページを御参照ください。

成果説明書の342ページをお願いいたします。

まず、歳入総額は6,209万6,306円で、前年度対比120.3%、1,046万1,819円の増額となっております。

歳出総額は2,077万480円で、前年度対比101.1%、23万3,483円の増額となっており、歳入歳出差引額は4,132万5,826円であります。

歳入の内容を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料、収入済額は3,098万4,690円、前年度対比94.1%で、この収入減の要因といたしましては、前年度途中で一本木駐車場を廃止いたしましたことによるものでございます。収入の内容につきましては、定期貸し、時間貸しの駐車料金と回数券、プリペイドカードの収入となっております。

次に、歳出の内容を御説明申し上げます。

1 款駐車場費、支出済額2,077万480円は、前年度対比101.1%となっております。

344ページをごらんください。支出の主な内容といたしまして、(1) 委託料1,461万5,204円は駐車場管理費の事務委託料であります。

隣の345ページをお願いいたします。(2) 使用料及び賃借料507万3,600円は、三高駅西駐車場敷地の借地料でございます。

説明は以上であります。よろしく御説明申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、認定第6号 平成24年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の351ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は22億5,489万7,268円、歳出決算額は21億7,524万4,210円で、歳入歳出差引額は7,965万3,058円でございます。

まず、歳入でございますが、352ページをお願いいたします。

1 款保険料は、収入済額 5 億1,082万9,566円で、23年度より23%の増額となっておりますが、これは平成24年度からの第5期介護保険料の改定分と、第1号被保険者の増加分です。

3 款国庫支出金 4 億4,160万7,393円は、介護給付費に対する国の負担分20%分と、普通調整交付金3.57%分でございます。

4 款支払基金交付金 5 億8,561万747円は、介護給付費の29%分でございます。

5 款県支出金 3 億1,582万9,772円は、介護給付費の12.5%分でございます。

7 款繰入金 3 億1,978万310円は、介護サービス・予防サービス給付費など、市としての負担分12.5%や、職員の人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

8 款繰越金は7,880万6,879円、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、354ページ、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費6,590万7,309円は、主に介護保険事業の運営に係る職員の人件費等の経費でございます。

次に、360ページをお願いいたします。

2 款保険給付費19億8,767万3,785円は、前年度対比6.1%、1 億1,446万8,146円の増でございます。主な内容は、ホームヘルパーによる訪問介護やデイサービスなどの居宅介護サービス給付事業といたしまして10億1,119万8,339円、362ページの施設介護サービス給付費として6 億3,737万3,833円等となっております。

次に、378ページをお願いいたします。

3 款保健福祉事業費502万2,401円は、本市独自の横出しサービスとして、居宅介護用品等給付事業等に要した経費でございます。

379ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費4,451万5,317円は、主に特定高齢者把握事業、381ページの宅老所等の管理運営事業等に要した経費でございます。

388ページをお願いいたします。

6 款諸支出金3,338万3,019円は、主に過年度の介護給付費、国及び県負担金の返還金でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。391ページをお願いいたします。

歳入決算額は1,456万2,805円、歳出決算額は1,178万2,825円で、歳入歳出差引額は277万9,980円でございます。

392ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、使用料及び手数料は、介護予防給付手数料等の収入といたしまして収入済額1,035万9,922円でございます。

次に、394ページ、歳出でございます。

1 款 2 項介護予防支援事業費620万211円は、臨時職員賃金と介護予防支援事業委託料等でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、認定第7号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の397ページをお願いいたします。

まず、平成24年度末現在の被保険者の状況であります。所得の少ない1割負担の方が3,891人、現役並み所得の3割負担の方が348人、合計で4,239人となっており、前年度と比較して141人の増となっております。

398ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は3億2,291万7,400円で、前年度比9.5%、2,811万8,500円の増となっており、収納率につきましては99.2%でございます。

3 款繰入金は7,948万2,887円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。

4 款繰越金は、前年度繰越金であります。

5 款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金などが主なものでございます。

以上、歳入決算総額は 4 億1,002万9,689円で、前年度比11.3%、4,174万2,675円の増となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。400ページをお願いいたします。

1 款総務費は3,075万895円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費でございます。

402ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 3 億7,133万5,477円で、保険料負担金として 3 億2,258万2,590円、保険基盤安定制度負担金として4,875万2,887円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。

403ページをお願いいたします。

3 款諸支出金は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金等でございます。

以上、歳出決算総額は 4 億238万5,272円で、前年度比較11.5%、4,141万6,680円の増となっております。

以上、認定第 7 号の説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、認定第 8 号 平成24年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計決算書のほうをお願いいたします。

なお、決算書のうち 6 ページから 9 ページまでと 24ページから 29ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、6 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、1 款水道事業収益の決算額は 7 億8,776万5,718円で、予算対比102.3%、1,736万7,718円の増、前年度対比で100.6%、443万8,204円の増となりました。

第 1 項営業収益の決算額は 7 億8,610万5,477円で、予算対比102.2%、1,701万5,477円の増、前年度対比で100.6%、473万4,876円の増となっております。この収入の主なものは水道料金の収入でございます。

次に、支出であります。第 1 款水道事業費用の決算額は 7 億1,703万3,797円で、執行率は 97.9%、不用額は1,541万9,203円で、前年度対比では100.1%、59万2,895円の支出増となっております。

第 1 項の営業費用は、決算額 6 億8,315万1,629円で執行率は98.0%、不用額は1,412万5,071円となりました。この執行額の主なものは、受水費、委託料及び減価償却費並びに人件費等ござ

います。

第2項の営業外費用は、決算額が3,341万252円、執行率は96.5%で、この執行額の主なものは残存企業債の支払利息等であります。

第3項の特別損失は、決算額が47万1,916円、執行率は84.4%で、滞納水道料金99件分の不納欠損額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。収入の1款資本的収入は、決算額1億1,854万5,093円で、予算対比で86.9%、1,793万7,907円の減となっております。

第1項企業債は、決算額4,000万円で、予算額、決算額ともに同額で、配水管布設工事等に充當をいたしました。

第2項出資金は1,040万円で、予算額、決算額ともに同額で、総務省通知による一般会計からの繰り出し基準に基づき、国庫補助対象の建設改良費と消火栓設置等に係る費用でございます。

第3項負担金は、決算額6,114万5,093円で、予算対比77.3%、1,793万7,907円の減で、これは新規給水申し込み等に係る加入負担金及び下水道工事に伴う配水管移設工事負担金等でございます。

第4項補助金は、決算額700万円で、国庫補助事業で整備しております重要給水施設配水管布設替工事に対するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は2億6,565万7,831円で、予算に対する執行率は73.8%、不用額は9,450万7,169円であります。この執行額の主なものは、重要給水施設配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事、高浜配水場の無停電電源装置改修工事等に伴う建設改良工事費並びに企業債の償還金等でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億4,711万2,738円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填をいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

平成24年度の損益計算書でございますが、本年度の経常利益は6,422万6,973円で、特別損失の過年度損益修正損44万9,444円を差し引きました額が当該年度の純利益で、6,377万7,529円を計上いたしております。

最後になりますが、12ページ、13ページで平成24年度の剰余金計算書を、14ページでは剰余金処分計算書（案）でございますが、つけさせていただきます。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） ここで、監査委員に平成24年度各会計決算認定についての審査の報告を願います。

監査委員。

〔監査委員 加藤仁康 登壇〕

○監査委員（加藤仁康） ただいま議長より御指名をいただきました代表監査委員の加藤でございます。

それでは、平成24年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計の決算に対する決算審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共下水道事業、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の6特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果をも参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算書及び附属書類等はいずれも関係法規に準拠して作成されており、その計数も正確に表示され、適正であると認められました。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査につきましては、高浜市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査として、水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、関係法規に従い、諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく、適正に執行されているものと認められました。

これら審査内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査の結果を議長に御報告申し上げております。また、平成24年度決算審査意見書を御配付させていただいております。それらを御参考いただきたいと思います。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金の運用状況の決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔監査委員 加藤仁康 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 日程第12 報告第8号及び報告第9号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、報告第8号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市有自動車の物損事故による損害賠償額の決定に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるも

のでございます。

内容といたしましては、去る6月18日、職員が研修参加のため、あいち小児保健医療総合センターに出張した際に、駐車場に駐車スペースがなく、市有自動車をバックさせ移動しようとしたところ、後方確認が不十分であったため、市有自動車の後方右側面が、駐車してありました相手方自動車の後方右側面に接触したもので、本事故に係る損害賠償額を13万6,815円と決定させていただきましたので、御報告を申し上げるものでございます。

次に、報告第9号 平成24年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく高浜市の財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告させていただくものであります。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率でございますが、早期健全化計画の策定などが義務づけられる早期健全化基準を4指標とも下回っており、健全な水準となっております。

次に、各指標について御説明をさせていただきます。

まず、実質赤字比率でございますが、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから、赤字比率はなく、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、算定上、実質赤字額及び資金不足額はなく黒字となったことから、赤字比率はなく、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、比率は4.8%で、前年度と比較して1ポイントの改善となっております。これは、算定上、大規模事業における地方債の償還が満了したこと、また、景気、回復に伴い標準税収入額などが大きく増額したことが主たる要因であります。

次に、将来負担比率でございますが、地方債の現在高が大きく減少するなど、将来負担額が大きく減少したことにより、将来負担比率はなく、バー表示となっております。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業資金不足比率でございます。

公共下水道事業特別会計及び水道事業会計とも、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率はなく、バー表示となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） ここで、監査委員に報告第9号 平成24年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についての審査報告を願ひます。

監査委員。

○監査委員（加藤仁康） それでは、平成24年度決算に基づきます健全化判断比率及び公営企業

資金不足比率の審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました平成24年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業に関する資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業会計における資金不足比率についても資金不足はなしであることを確認しました。

審査内容の詳細につきましては、平成24年度決算審査意見書を御配付させていただいておりますので、それを御参考いただきたいと思います。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました平成24年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） ただいまの報告第8号及び報告第9号は、報告事項でございますので、御了承願います。

○議長（内藤皓嗣） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、9月17日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後0時18分散会
